

遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
（《遺伝子組換え植物の掛け合わせについて》（1）、a）の「当面の間」の解釈）
（令和元年11月13日 遺伝子組換え食品等専門調査会決定）

1. 経緯

第192回遺伝子組換え食品等専門調査会での「除草剤ジカンバ、グルホシネート及びグリホサート耐性ピマワタ MON88701×MON88913 系統」の審議において、以下の審議結果となった。

- 亜種のレベル以上での交配（ワタ（*Gossypium hirsutum*）とピマワタ（*Gossypium barbadense*））によって得られた植物について、同じワタ属の別の種に分類されるが、共通の染色体構造をもつ複2倍体であり、遺伝的類似性も高く、自然界においても容易に交配することが知られている。また、食品としての安全性としては、摂取量、加工法、摂取部位、有害生理活性物質等に相違がなく、同一種として扱うのが妥当である。

2. 従前の取扱

亜種のレベル以上での交配によって得られた植物については、安全性評価の考え方で、「a）亜種のレベル以上での交配によって得られた植物については、当面の間、安全性の確認を必要とする。」に従い、食品健康影響評価を実施している。

3. 今後の対応

「当面の間」の解釈を以下のとおりとし、ただし書きに該当する場合には、食品健康影響評価は不要として取扱うこととする。

《遺伝子組換え植物の掛け合わせについて》

（1）上記の①，②，③と従来品種との掛け合わせ、若しくは上記の①同士の掛け合わせについて：

- a) 亜種のレベル以上での交配によって得られた植物については、当面の間、安全性の確認を必要とする。ただし、専門調査会において、以下の交配については同種として扱うことが適当と判断された。

➤ 同種として扱うことが適当と判断された交配

・ワタ（*Gossypium hirsutum*）とピマワタ（*Gossypium barbadense*）